

<AIPPI セミナー開催報告>

AIPPI・JAPANセミナー ロシア知的財産制度の現状について

1. 開催日時：平成 27 年 7 月 8 日（水）13：30～17：00

2. 会場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 11 階 1111 講義室

3. 講演者：Gorodissky & Partners

Yury Kuznetsov 氏（ユーラシア・ロシア特許弁理士）

Alexey Kratiuk 氏（ロシア商標弁理士）

Evgeny Alexandrov 氏（ロシア商標弁理士）

4. 内容

1) 「ロシアの新たな特許制度」/講演者：Yury Kuznetsov 氏

特許法改正（2014 年 10 月 1 日施行）について

特許法改正につき解説があった。なお、新しい審査規則とガイドラインは依然として特許庁準備中である。

《旧法適用》係属中の審査および審判案件、2014 年 10 月 1 日より前の出願

《新法適用》ロシア国内、ロシアへの PCT 国内段階移行日が 2014 年 10 月 1 日以降の出願

- ・特許庁への応答の起算日の変更（出願人受領日→特許庁発送日）
- ・拒絶理由応答期間の改正（2 ヶ月→3 ヶ月）
- ・審判請求期間の改正（6 ヶ月→7 ヶ月）
- ・補正時期の改正（審査官の指令の応答の際に補正、自発補正は調査結果(Search Results)受領後 1 度のみ。)

進歩性の判断

先行技術にはない際立った特徴を有している発明、或は、発明の特徴は既知であるが技術的結果(Technical Result)が異なる発明は進歩性を有していると判断される。なお、ロシア特許庁はこのように独自の進歩性の要件を有しているため、他国で認められなかった場合でもロシアで権利が認められることもある。

先使用権について

先使用についてロシア民法第 4 部第 1361 条に以下のように定義されている。

独自に創造した発明、実用新案、工業デザインをロシアにおいて使用あるいは使用するための準備をしていた者は、その使用を継続する権利を有する。その使用の範囲内において特許権者への使用料の支払いは不要である。

実用新案法改正について

大幅に改正され、実質的に厳格化された。

- ・存続期間の変更（10 年に加え 3 年の延長が可能であったが廃止）
- ・実用新案の対象は“apparatus-type”のみとなった。
- ・実用新案の侵害に均等物が除外された。
- ・審査手続が安価、短期間のメリットがなくなった。
- ・先行技術の範囲の変更（国内公知から世界公知に拡大された。)

2) 「ロシアの商標制度」/講師：Alexey Kratiuk 氏

ロシア商標制度と出願のアドバイス

ロシア商標制度の解説と出願のアドバイスがあった。

《商標制度について》

ロシアでは文字、模様、立体、色彩またはこれらを組み合わせたもの、非伝統的商標が登録となる。

先願主義であり、先使用が認められていない。一出願一商標。多区分(Multi-class)出願は可能である。出願時の使用証明書の提出は必要ない。審査段階および審判検討段階での拒絶理由通知に対する応答時の分割出願は可能である。

《出願のアドバイス》

- ・ヒエログリフ(象形文字)(日本語)も登録可能であるが、ロシアの消費者は図形商標としてとらえるので、ラテン文字とキリル文字を併記して登録する。
- ・ラテン文字表記の商標、キリル文字表記の商標をそれぞれ個別に出願する。
- ・白黒の商標、特定の色彩の商標をそれぞれ個別に出願する。
- ・使用を予定している文字、意匠、標語の組み合わせた全ての商標を出願する。

ロシアにおける周知商標

周知商標出願は特定の申請書があり、専門委員会により判断される。登録簿は通常出願のものとは異なる。

ロシア市場での長期使用や消費者に強く認識されていることが周知商標の要件であり、この要件を満たすことを証明する文書(例えば、世論調査、他国で周知されていることの証明、決算報告書、マスメディアへの広告、展示会への出展等)の提出が必要である。しかしながら、証拠収集のための調査、時間や費用の負担が大きく、手続きも煩雑であることから、ロシアでは150程度しか登録されていないのが現状である。

不使用取消の対策

商標権者による使用の立証責任があり、証明する文書(例えば、発送および税関書類、請求書、現地代理店の証明、見本品、ロシア品質確認書等)の提出が必要である。不使用取消しを回避するために、登録商標を使用すべきである。本質的でなく、軽微な修正/変更をして使用する場合は、使用態様に合わせて商標登録する必要があるとの提言があった。

3) 「ロシアにおけるその他の知財関連情報」/講師: Evgeny Alexandrov 氏

インターネット販売での侵害の判断

インターネットのキーワード検索で使用するキーワードは広告の一部ではなく、個別のものを特定する目的を有しているとみなされないため商標侵害にはならない。一方、メタタグについては、HTMLコード上で商標を使用することでウェブサイトへのアクセス数が増えることになり、被告人の商品の販売を促進したとして商標権侵害と判断された判決がでている。

税関の役割

自由市場地域の形成、加盟国間での税関の撤廃および貿易の強化を目的としたユーラシア経済連合には2015年8月1日時点でカザフスタン、ベラルーシ、ロシア、アルメニアが加盟している。

税関はロシア国内への知的財産侵害品の水際取締を実施しており、2014年は950万点の模倣品を摘発した。税関に対応してもらうためには、対象物(特許と意匠は対象外)の知財登録簿への登録が必要である。近々ユーラシア経済連合加盟国で統一された登録簿を使用することになっている。

ロシア知的財産制度の法改正の解説を受け、現状を知る良い機会となった。参加費: AIPPI/JAPAN 会員 5,000円(会員以外 10,000円)。本セミナーでは31名の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われた。

以上